

障害福祉サービス等の提供に係る事故報告要領

第1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条に定める指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び同法第51条の14に定める指定一般相談支援事業者並びに児童福祉法第21条の5の3に定める指定障害児通所支援事業者及び同法第24条の2に定める指定障害児入所施設（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）において、障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合の報告については、法令等で定めるほか、この要領に定めるところとすることにより、利用者の安全確保及び指定障害福祉サービス事業者等に対する適切な指導に資することを目的とする。

第2 報告すべき事故

次の(1)から(3)の事故に該当する場合は必ず報告するものとし、それ以外の事故については、援護の実施者である市町等（指定障害児入所施設において入所給付決定を行う都道府県を含む。以下「市町等」という。）及び県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課（以下「県」という。）の指示に従うものとする。

- (1) 死亡事故
- (2) 事故発生後、利用者が医師の診察を受け通院又は入院を要することとなった事故
- (3) 事故の発生に従業者が関わった事故
- (4) 上記以外の事故

第3 事故の報告方法

(1) 指定障害福祉サービス事業者等

事故が発生した場合、速やかに事故報告書（事故内容報告様式）により援護の実施者である市町等及び県に報告する。

ただし、第2の(2)に掲げる事故のうち、重篤でないもの（入院1週間未満または全治1か月未満）については、県への報告は要しない。

(2) 市町等

指定障害福祉サービス事業者等から報告を受けた事故について、利用者の状況の確認、家族への支援等必要な対応を行うものとする。

(3) 県

指定障害福祉サービス事業者等から報告を受けた事故について、必要と判断した場合は、事業所等において、事故の状況、当該事故に対する事業所等の対応、事業所等が講じた事故防止対策等について調査を行うものとする。

なお、調査は、必要に応じて、市町等と合同で行うものとする。

第4 その他

市町等及び県は、指定障害福祉サービス事業者等から事故の報告があった場合は、必要に応じて連絡調整を行うなど連携して、利用者の安全の確保に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年7月15日から施行し、平成26年4月1日より適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。